

基山町農業委員会会議録

令和2年2月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田智子

審 議 事 項

第5号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第6号議案	農地法第3条許可取消願	1件
第7号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	12件
報告第2号	農地法第18条の規定による合意解約	4件
その他(1)	盛土届	1件
その他(2)	非農地認定	2件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和2年2月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和2年第2回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、6番委員と7番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第5号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第5号議案1番朗読

この件につきましては土地の持ち分を集約するための売買を行うため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が6,896㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、3区向平原集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

現在、圃場の管理はだれがされていますか。

11番委員

親戚の方と一緒に管理されています。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第5号議案について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第5号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第6号議案農地法第3条許可の取消申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第6号議朗読

この件につきましては、令和元年5月8日付けで許可をした所有権の移転を取消すものです。取消の理由は譲渡人が耕作することになったためです。場所は1区金丸集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

今後も、耕作をされます。

2番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第6号議案は、全員一致で許可します。

次に、第7号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、4区高嶽集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

宮浦推進委員

農機具も所持され問題ないと思われます。

4番委員

現在、管理している圃場も近くにあり問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案1番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案2番朗読

この件につきましては、相手からの要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、4区辻集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

5番委員

現在、管理している圃場も近くにあり問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案3番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、4区不動寺集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

宮浦推進委員

手広く農業をされ問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案4番朗読

この件につきましては、水田裏作の貸付により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、長野地区共同乾燥施設の東側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

農業用機械もあり裏作で麦を栽培されます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案5番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、基山町キャンプ場の南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

小松地区で酪農をされていますので牛用の飼料を作付されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案5番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案6番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区皮籠石集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

野菜を栽培されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案6番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案7番8番について、同一の借受人ですので一緒に事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案7・8番朗読

7番につきましては、相手方の要望より使用貸借権を設定するものです。期間は11カ月です。場所は、4区辻集落にある圃場です。

8番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、4区辻集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

現在、管理している圃場も近くにあり、問題ないと思われます。

宮浦推進委員

借地期間が11カ月となっていますが、間違いありませんか。

事務局

現在、借用している他の圃場と契約終了日を合わせるため期間が11カ月となります。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案7番8番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案7番8番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案9番朗読

この件につきましては、病気等で労力不足により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区公民館の南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

手広く農業もされ農機具も所有されていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案9番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案9番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案10番と11番は再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案10番・11番 再設定のため朗読省略

10番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆で年額15,000円です。場所は、4区仁蓮寺集落にある圃場です。

11番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区小松集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

4番委員

10番につきましては、手広く農業をされ問題ないと思われま。

3番委員

11番につきましては、田植えは手植え、稲は手がり影干しで稲作をされています。問題ないと思われま。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案10番と11番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案10番と11番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案12番は再設定ですので上程します。事務局から説明をお願いします。また、8番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

8番委員退室

事務局 第7号議案12番再設定のため朗読省略

12番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区城戸集落にある圃場です。

7番委員

12番につきましては、農業用機械も所有され問題ないと思われま。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案12番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

8 番委員入室

議 長

第7号議案12番については、全員一致で決定します。次に、報告第2号農地法第18条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号1番説明

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和2年1月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第2号1番を終わります。

次に、報告第2号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号2番朗読

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和2年1月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第2号2番を終わります。

次に、報告第2号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号3番朗読

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和2年1月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第2号3番を終わります。

次に、報告第2号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号4番朗読

この件につきましては、借人の要望による解約です。令和2年1月21日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第2号4番を終わります。

次に、その他(1)盛土について、届出があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他(1)説明

この件につきましては、耕作条件の改善のため約35cm程度盛土するものです。隣接する農地の確認は頂いています。場所は2区ミキファームきやまの北側付近の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

圃場について、作業を行おうとしていましたので、事前に事務局に届出を出すように指導しました。

11番委員

1番委員と一緒に現地を確認に行きました。農地を扱う場合は必ず農業委員会に問い合わせをしてくださいと申し伝えております。また、盛土をする場合も届出が必要ですよとっています。

3番委員

水路はこれからも使いますので、水路に土が入らないようにしてほしいとお願いしました。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、その他(1)盛土について認定される方は挙手を求めます。

全員挙手

議 長

その他(1)盛土については全員一致で認定します。

次に、その他(2)非農地認定について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他(2)説明

長年耕作がなされておらず、現況は雑木と雑草が茂り山林の様相を呈しておりますので、非農地と判断してやむを得ないと考えます。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら、その他(2)非農地認定をされる方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他(2)非農地認定は全員一致で認定します。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年2月4日

署名人

議 長

委 員

委 員